

第4回総務経済常任委員会・厚生文教常任委員会 合同委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和4年11月2日(水曜) 午前 9時30分 開会		
	休憩 9:31-9:32、10:30-10:45、11:27-11:28、11:45-11:47、 11:55-11:57、12:01-12:02		
	午後 0時07分 閉会		
	休憩時間：0時間22分	会議時間：2時間15分	
会議場所	役場3階 本会議場		
出席委員 氏 名	委員長 渡辺洋一郎	委員 鈴木 健充	委員 常通 直人
	副委員長 黒田 栄継	委員 中田智恵子	
	委員 梶澤 幸治	委員 橋本 和仁	
	委員 立川 美穂	委員 堀切 忠	
	委員 中村 和宏	委員 正村紀美子	
	委員 寺町 平一	委員 柴田 正博	議長 早苗 豊
説 明 員	副町長	佐野 寿行	環境土木課長 橋本 直樹
	総務課長	佐々木快治	環境土木課長補佐 齋藤 和也
	行政経営係長	喜多 雅人	教育長 程野 仁
	都市経営課長	佐藤 季之	生涯学習課長 日下 勝祐
	都市経営係長	齋藤 錦	スポーツ振興係長 梅森 祐之
	都市経営係主査	山田 大樹	
参 考 人			
欠 席 委 員 氏 名	委員 西尾一則		
事務局職員	事務局長 安田敦史	総務係長 佐藤史彦	総務係主査 上田瑞紀
<p>1 開 会 渡辺委員長(厚生文教常任委員会)が開会を告げ、西尾委員の欠席を報告し、事務局から委員会の日程について説明をする。</p> <p>2 議 件 (1) 調査事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長：当日資料の追加について申し出があるが異議ないか？ ・(異議なし) ・委員長：当日資料の追加を認め、資料説明を求める。 ・副町長：資料説明(「芽室町営水泳プールに建設予定の温浴施設と鳳乃舞との関係について」) ・委員長：質疑はないか？ ・正村委員：町長から事業者に対して公衆浴場設置を要請したのか。 ・副町長：温浴施設整備は当初から計画されており、その部分が公衆浴場となり得る 			

か、事業者の意思を確認したもの。設置を要請したものではない。

- ・ 正村委員：当初の事業者提案との整合はどのように整理したのか。
- ・ 副町長：事業者選定の際には、自主提案事業の評価項目にはなかったもの。対象施設のリニューアルの提案を受けているものであり、利用促進の観点からも日々良いものにしていくと承知している。
- ・ 正村委員：当初決定は地域コミュニティの形成等に関する提案を良しとしたもの。公衆浴場にするとの内容に、料金関係を含めて町民も混乱している。大きな計画の変更ではないか。事業者が温浴施設から公衆浴場に変更するのであれば、町有地の施設に建設されるものであり、町がそれを認めたということではないか。
- ・ 副町長：自主提案事業については、町が不要と判断したものは受け入れないが、必要と判断したものは受け入れる。法の趣旨からも公衆浴場を確保したいという考えを持っており、付加機能として公衆浴場としていくために、区分所有権を与えて許可することです承知している。
- ・ 委員長：他にないか？
- ・ (意見・質疑なし)
- ・ 委員長：以上で当日資料の質疑を終了する。

ア 町営水泳プール等の使用料について 資料1

- ・ 都市経営課長：資料説明（「公の施設の維持管理及び運用に係る各種計画等の見直しについて」、「芽室町の指定管理に係る『指定管理委託料』と『リスク分担』の考え方について」）
- ・ 総務課長：資料説明（「芽室町公共施設使用料設定の基本方針」）
- ・ 生涯学習課長：資料説明（「料金設定の根拠について」）
- ・ 委員長：資料ごとに調査を行う。「資料1-1：公の施設の維持管理及び運用に係る各種計画等の見直しについて」質疑はないか？
- ・ 正村委員：地域集会施設再整備計画見直しの方向性は。
- ・ 都市経営課長：5年を経過する計画について、リスク分担を中心に検討していく。
- ・ 委員長：他にないか？
- ・ (なし)
- ・ 委員長：次に「資料1-2：芽室町公共施設使用料設定の基本方針」について、質疑はないか？
(質疑なし)
- ・ 委員長：次に同じく「資料1-2：芽室町の指定管理に係る『指定管理委託料』と『リスク分担』の考え方」について、質疑はないか？
- ・ (質疑なし)
- ・ 委員長：次に「資料1-3：使用料金新旧比較表」について、質疑はないか？
- ・ 正村委員：体育館のトレーニング室の料金はなくなるのか。
- ・ 生涯学習課長：トレーニング室はつなぐ棟に設置することから、体育館での料金設定はなくなる。
- ・ 正村委員：利用者はつなぐ棟でトレーニングを行うということか。

- 生涯学習課長：その通り。
- 正村委員：集会施設機能などのスケジュールはどうなっているか。
- 生涯学習課長：協議中であり、次年度予算提出時において説明できるよう進める。
- 梶澤委員：武道の利用者が使えない状況がある。スポーツ団体の指導者などと協議する考えはあるのか。
- 生涯学習課長：体育館のトレーニング室跡については、使用方法を庁内で決定していく。第2アリーナで実施中の活動の一部が、新たに設置するスタジオで可能となるなど、さまざまな動きも想定して検討する。
- 梶澤委員：指導者などとも協議すべきではないか。
- 生涯学習課長：団体の利用調整において、効率的な運用を考えていきたい。
- 副町長：集会施設機能や子どもの遊び場という視点もある。関係団体等との協議を踏まえて決定していく。
- 黒田委員：競技場で運動してからトレーニング室を利用する場合は、料金がどちらにもかかる。救済措置などを検討していく余地はあるのか。
- 生涯学習課長：複数機能を使用した場合の料金設定なども、条例の範囲内で事業者において今後検討されると考えている。
- 委員長：他にないか？
- (なし)
- 委員長：次に「資料1-4：近隣市町プール利用料金比較表」について、質疑はないか？
- (質疑なし)
- 委員長：次に「資料1-5：利用料金制度」について、質疑はないか？
- 常通委員：使用料と利用料に区分される施設の範囲はどこか。
- 生涯学習課長：体育館、つなぐ棟、プールが利用料金制度の対象になる。なお、温浴施設のみ町が設置する条例とは別の根拠での設定となる。
- 常通委員：再度確認したい。
- 生涯学習課長：体育施設も利用料金制度に統一していくべきとの考えのもと、協議を進めていく。
- 正村委員：公衆浴場はその枠組みに含まれないのか。
- 生涯学習課長：その通り。指定管理の範囲外となる。
- 正村委員：維持管理経費の対象がどの部分となるか明らかにすべき。
- 生涯学習課長：プール料金はパブリックコメント中。終了後に整理したものを委員会で示したい。
- 梶澤委員：社会体育施設と公衆浴場の両方を使用した場合の料金は大きくなるため配慮が必要。指定管理料決定までのスケジュールは。
- 生涯学習課長：予算提案までに整理していく。料金の成案を提示する際には固めたい。
- 梶澤委員：公衆浴場との区分が非常に難しい。共有部分などの協議も行うなど、万全の体制とすべき。
- 副町長：温浴施設兼公衆浴場として機能を付加するもの。体育施設は上限として定

める条例の範囲内で事業者と協議、また、公衆浴場としても北海道の上限を踏まえて協議していく。

- ・ 梶澤委員：プレミアムメンバーなどの考え方もある。多くの町民が利用できる施設として協議すべき。
- ・ 副町長：社会体育施設、公衆浴場としても利用者を増やしていくため、すべてを指定管理者に任せるということではなく進めたい。
- ・ 常通委員：残り2日ではあるが、パブリックコメントに意見はあるのか。
- ・ 生涯学習課長：6か月利用権を存続してほしいという意見がほとんどである。
- ・ 常通委員：使用料と利用料で使う方の立場が変わるのか。
- ・ 生涯学習課長：説明資料なども含めて、整理しながら使い分けていく。
- ・ 正村委員：このタイミングでの各種計画の見直しでは遅すぎる。各課の連携という部分ができていないと感じる。進行管理などしっかり行ってほしい。計画変更に関しては、各委員会ですっきり説明いただきたい。
- ・ 副町長：意見は真摯に受け止める。社会情勢、利用者ニーズなどが大きく変わる中であり、全員の賛同は不可能であるが、より多くの方に納得いただけるよう進める。
- ・ 委員長：他にないか？
- ・ (なし)
- ・ 委員長：以上で調査事項「ア」を終了する。

イ 町営水泳プール等整備事業民間投資施設について 資料2

- ・ 環境土木課長：資料説明（「公衆浴場について」）
- ・ 生涯学習課長：資料説明（「温水プール棟・(仮称)つなぐ棟」平面図）。男女ともサウナ付きで10名程度が同時利用できる。温浴施設に固定資産税はかからないが、建物の使用料はいただく。燃料については別メーターにできないため、手法を検討中。
- ・ 委員長：「資料2-1：公衆浴場について」質疑はないか？
- ・ 黒田委員：公衆浴場として許可されなかった場合でも温浴施設のみの一般利用が可能となるか。
- ・ 生涯学習課長：温浴施設として全ての方に利用いただける。
- ・ 鈴木委員：公衆浴場がなくなってからは、必要な方を新嵐山荘まで送迎している。また、帯広などの施設に通っていた方も利用した場合、現状の規模で対応できるのか。
- ・ 副町長：公衆衛生上、9名の方を嵐山に送迎している。プールに公衆浴場ができた場合に利用するかどうかは個人の考え方。利用を想定して容量を広げるという判断はできない。
- ・ 正村委員：民間施設への支援は今後どうなるか。
- ・ 副町長：事業の休止・廃止は事業者の判断となる。町としては公衆浴場確保の観点

での対応であり、温泉施設の経営は民間事業者の考え方。行政が直営により何か事業を行うと言及できる状況ではない。

- ・ 正村委員：事業者のマッチングなどは行うのか。
- ・ 副町長：廃業した施設の場所に魅力があることは好ましいが、所有者からの相談もなく、町から積極的に働き掛けていくものではない。
- ・ 立川委員：新たな施設に下水道料金の補助は行っていくのか。
- ・ 環境土木課長補佐：町の要綱に沿った対応となる。
- ・ 立川委員：下水道メーターが分かれるから可能となるのか。
- ・ 環境土木課長補佐：明確になった数量で対応する。
- ・ 立川委員：事業者の収益が上がった場合も補助は実施するか。
- ・ 副町長：補助については、プールではなく公衆浴場を維持するためのものであり、申請に基づいて処理していく。なお、減免については経営状況も判断材料となる。
- ・ 鈴木委員：新たに公衆浴場とするよりも、嵐山を改修して送迎を続けたほうが経費はかからないのではないか。
- ・ 副町長：立地的にも嵐山を直営で公衆浴場とする考えはない。
- ・ 鈴木委員：料金設定の考え方は。
- ・ 副町長：体育施設と温浴施設の両方を使うのであれば両方の料金、片方のみの使用であればその料金となる。上限の設定はあるため、その範囲内で事業者が設定する。施設設置者として町としても協議していきたい。
- ・ 正村委員：区分所有との説明があったが、建物は民間、土地は町。テナント料などを課すのか。
- ・ 副町長：建物のうち一部を所有し登記する手法。ただし、土地は町有となる。
- ・ 正村委員：土地の使用料は決まっているのか。
- ・ 副町長：行政財産の一部使用として現行制度の中で使用料をいただく考え。
- ・ 梶澤委員：光熱費の負担割合などがわかりにくい。温浴施設の提案が当初からあったものであるなら、指定管理料での調整などを考えられないのか。
- ・ 生涯学習課長：任意施設についてのイニシャルコスト・ランニングコストは事業者が負担することになる。適切な算定方法を用いていく。
- ・ 梶澤委員：温浴施設も合わせて町が整備し、事業者に貸す方が整理しやすいのではないか。
- ・ 副町長：当初から温浴施設は事業者の自主提案部分であるため、事業者の費用負担となっている。公衆浴場となった場合には、関連する補助事業等の対象にはなるが、経費はそのまま事業者負担である。
- ・ 梶澤委員：公衆浴場に関する一切の経費は、指定管理料に含まれないということだよいか。
- ・ 副町長：その通り。
- ・ 委員長：他にないか？
- ・ (なし)
- ・ 委員長：「資料 2 - 2 : 温水プール棟・(仮称) つなぐ棟平面図」について、質疑はないか？

- ・中田委員：子どもなどが安全にプール入るための対策はされているか。
- ・生涯学習課長：段差をつけて浅い部分も確保している。
- ・橋本委員：公衆浴場になった場合は、追加で改修するのか。
- ・生涯学習課長：受付時点で確認し、料金を支払っていただく。更衣室は共用となるが、追加の改修は考えていない。
- ・橋本委員：わかりにくい。公衆浴場利用者は明確に分けるべきではないか。
- ・生涯学習課長：運用において仕切りを設けるなどの工夫は検討される可能性もある。
- ・梶澤委員：更衣室はどちらの持ち分となるのか。
- ・副町長：共用ではあるが、更衣室はプールに必要な施設であり、プールに帰属するとの考えで今後も協議を続けていく。
- ・梶澤委員：更衣室は町が整備するのか。
- ・副町長：その通り。
- ・常通委員：利用者が困らない形で進めていただきたい。
- ・副町長：混乱がないよう事業者と対応していく。
- ・委員長：他にないか？
- ・(なし)
- ・委員長：以上で調査事項「イ」を終了する。

- ・委員長：議員間討議を行う。意見はないか？
- ・正村委員：不明瞭な部分がある。
- ・橋本委員：金額が示されていない。
- ・常通委員：必要なものについては各所管委員会で調査を進めるべき。
- ・梶澤委員：両委員長調整のうえで進めていただきたい。利用料、指定管理料など状況を踏まえて調査が必要。
- ・委員長：引き続き調査を行うとまとめる。
- ・(異議なし)
- 以上で議員間討議を終了する。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日時について

- ・委員長：両常任委員長に一任とする。
- ・(異議なし)

(2) その他

- ・委員長：各委員からないか？
- ・(なし)
- ・委員長：議長からないか？
- ・議長：プールは新しい方式で建設、運用されていく。利用者の混乱が生じないように、議員としても町民に説明ができるように、今後も利用者目線で疑問点を明らかにするための調査を心がけていただきたい。
- ・委員長：事務局からないか？

・(なし)

以上をもって、合同委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	1名	議員	0名	合計	1名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和4年11月2日

厚生文教常任委員会委員長 渡辺 洋一郎